

ネット信用取引サービスのルール

みずほ証券株式会社

(2018年11月)

目次

1. ネット信用取引サービスのお申し込み手続き
 - (1) ネット信用取引サービスお申し込み基準
 - (2) ネット信用取引サービス開始までの流れ
2. 信用取引における基本的事項
3. 委託保証金について
 - (1) 新規注文時の最低委託保証金
 - (2) 新規注文の範囲
 - (3) 委託保証金率
 - (4) 追加保証金（追証）の差し入れ
 - (5) 保証金引出不足の差し入れ
 - (6) 清算代金不足の差し入れ
 - (7) 遅延損害金
 - (8) 代用有価証券・代用掛目
4. 完全前受制およびその例外
5. 取引について
 - (1) 取引市場・取扱銘柄
 - (2) 信用新規注文
 - (3) 信用建玉の返済
 - (4) 現物株式取引
 - (5) 出金（振替）
 - (6) 入金
 - (7) 出庫
 - (8) 入庫
 - (9) 不足金が発生した際の取引の制限
6. 諸費用
 - (1) 信用取引の委託手数料
 - (2) 金利
 - (3) 貸株料
 - (4) 品貸料（逆日歩）
 - (5) 信用管理費
 - (6) 名義書換料（権利処理等手数料）
7. その他のルール
 - (1) 株式分割時の建玉の取り扱い
 - (2) 信用取引配当金相当額について
 - (3) 譲渡益税について
 - (4) 二階建て
 - (5) 電子メールでの連絡
 - (6) 免責事項
 - (7) 内部者登録銘柄について
 - (8) 信用取引にかかる規制銘柄について
 - (9) システム障害発生時の対応について
8. 本ルールの取り扱い

1. ネット信用取引サービスのお申し込み手続き

(1) ネット信用取引サービスお申し込み基準

ネット信用取引サービスのお申し込みには、下記の条件が必要となります。

- 当社に口座をお持ちの個人のお客さまで、お取引コースがダイレクトコースであること。
- お客さまが満20歳以上80歳未満であること。
※満80歳以上のお客さまは新規建注文ができません。
- 当社からお客さまと電話および電子メールにより、常時連絡がとれること。
- 「ネット信用取引口座設定約諾書」、「ネット信用取引サービスの契約締結前交付書面」、「ネット信用取引サービス取扱規定」および本「ネット信用取引サービスのルール」（以下、本ルールといいます）を十分にご理解のうえ、「ネット信用取引口座設定約諾書」を電磁的に差し入れていただくこと。
- 十分な金融資産および証券知識があること。
- 現物取引または信用取引の株式投資の経験があること。
- インターネットによる取引が可能であること。

(2) ネット信用取引サービス開始までの流れ

- ①当社で口座開設がお済みでないお客さまは、当社ホームページよりダイレクトコースのお申し込みを行ってください。
- ②ダイレクトコースの口座開設後、当社ホームページよりみずほ証券ネット倶楽部にログインしていただき、画面内のリンク（メインメニュー「各種お手続き」>展開されるプルダウンメニュー「各種お手続き」>ご契約情報の各種口座開設欄>信用口座欄の「口座開設」ボタン）からWEB審査のお申し込みを行ってください。「ネット信用取引サービスの契約締結前交付書面」「ネット信用取引サービス取扱規定」および本ルールの内容をご確認のうえ「ネット信用取引口座設定約諾書」を電磁的な方法により差し入れてください。
- ③WEB審査がお済みになられたお客さまには、当社より電話によるご本人さま確認および最終審査を行います。
- ④電話によるご本人さま確認がお済みになられたお客さまには社内手続き終了後、信用取引口座開設完了メールをお送りし、ネット信用取引サービスの開始となります。

2.信用取引における基本的事項

- (1) ネット信用取引サービスをお申し込みされると、MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の自動スイープ取引はお取り扱いできません。ネット信用取引サービス申込時にMRFの自動スイープを停止し、お預かり残高はすべて返還（売却）いたします。
- (2) お預かり証券のうち、当社で定める代用適格有価証券はすべて委託保証金代用有価証券（以下「代用有価証券」といいます。）といたします。
- (3) 当サービスでは「制度信用取引」のみをお取り扱いいたします。なお、「一般信用取引」は現在、お取り扱い

いしておりません。

- (4) 最終建玉決済日（ネット信用取引サービス開始後、全く取引が無い状態も同様とします。）から1年間を経過しますと、ネット信用取引サービスは停止される場合があります。なお、ネット信用取引サービスが停止されますと、再度信用取引を行う場合に、あらためて新規にネット信用取引サービスをお申し込みいただく必要があります。また、ネット信用取引口座設定約諾書を、再度電磁的に差し入れていただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 建玉代金の総額は、当社の定める上限3億円の範囲（以下「建玉限度額」といいます。）内とします。建玉限度額を超える新規建のご注文を行うには、審査のうえ、別途手続きが必要となります。
- (6) 信用建余力、現引余力および現物買付余力の算定にあたっての有価証券の評価は、当日の値洗い処理前は新規建・現引・現物買付注文入力日の前営業日の終値により行い、当日の値洗い処理後の19時から25時までは新規建・現引・現物買付注文入力日の終値により行います。
- ただし、当社の定める日の終値が気配引けの場合、買建玉銘柄および代用有価証券は最終付値（直近で最終に値付けした値）と最終気配を比べて低い値、売建玉銘柄は最終付値と最終気配を比べて高い値により評価いたします。
- (7) 現物株式の売買代金、信用建玉決済損益金、信用取引配当金相当額、諸費用（委託手数料・金利・貸株料・逆日歩・信用管理費・名義書換料）は、自動的に保証金現金より充当、もしくは保証金現金に振り替えられます。不足金が保証金現金から充当できない部分は、預かり金から充当します。なお、諸費用は、決済時に清算いたします。

3.委託保証金について

(1) 新規注文時の最低委託保証金

新規注文時の委託保証金は 30 万円以上（別途諸費用が必要。全額代用有価証券でも可。）といたします。

(2) 新規注文の範囲

- ・ 新規注文は「信用建余力」の範囲内で行うことができます。
- ・ ただし、建玉限度額を超える新規注文は行うことができません。
- ・ 「信用建余力」はみずほ証券ネット倶楽部のログイン後のお客さま画面上に表示いたします。
- ・ 「信用建余力」とは、当社の定める方法により予定委託保証金率を計算し、最も低い予定委託保証金率が 35%を超える場合、当該 35%を超える部分に相当する委託保証金額によって新規注文できる約定代金の限度額です。ただし金融商品取引所または当社独自の判断による取引規制等により委託保証金率の変更が行われた建玉がある場合には、この限りではありません。なお、「信用建余力」の範囲内での新規注文であっても、急激な相場変動等によって、結果として委託保証金率が 30%を下回る場合があります。

(3) 委託保証金率

委託保証金率とは、建玉代金合計に対する実質保証金の割合をいいます。

(計算式)

$$\text{委託保証金率 (\%)} = (\text{委託保証金現金合計} + \text{代用有価証券 (現金換算) 合計} - \text{諸費用} * 1 - \text{未決済建玉の評価損益合計} * 2 - \text{受渡未到来の決済損合計} + \text{受渡未到来の決済益合計}) \div \text{建玉代金合計} \times 100$$

*1 お客さまの支払う費用の合計です。

*2 「建玉評価損益合計」がマイナス (損) の場合のみ差し引き、プラス (益) の場合は、「建玉評価損益合計」はゼロとして計算します。

(4) 追加保証金 (追証) の差し入れ

- ・ 建玉評価損の拡大または代用有価証券の値下がりまたは掛目の変更等により、大引け後のお客さまの委託保証金率が 30%を下回った場合には、30%を回復するまで追加保証金を差し入れていただきます。ただし、金融商品取引所の取引規制等または当社独自の判断により、当該数値は変更されることがあります。
 - ・ 代用有価証券の値下がり等により、大引け後のお客さまの委託保証金が 30 万円を下回った場合には、30 万円を回復するまで追加保証金を差し入れていただきます。
 - ・ 追加保証金が発生した場合、その金額を確認のうえ、発生日の翌営業日 18 時まで以下①、②のいずれか (または組み合わせ) による方法で解消いただく必要があります。
 - ① お客さまご自身で預かり金から保証金現金へ追加保証金額以上の振替。*1
 - ② 信用建玉の全部または一部の反対売買による決済。*2
- *1 預かり金残高があり、保証金への振替をお客さまご自身で行っていただけない場合、当社が任意で振替を行う場合があります。
- *2 信用建玉の反対売買による決済を行った際は、当該建玉代金の 20%相当額を追加保証金額から控除できます。
- また、追加保証金の解消が当社にて確認できないうちは、新規注文、現引、現物の買い付けおよび出金 (振替) はお受けできませんのであらかじめご了承ください。

※追加保証金は、ログイン後のお客さま専用画面上に表示いたします。追加保証金は発生日の翌日 (平日: 6:00、土・日・祝日: 7:30) に確定いたしますので、ご入金前に必ずご確認ください。

- ・ 追加保証金の発生日より起算して翌々営業日正午までに当社にて解消の確認ができない場合、発生日より起算して 4 営業日目の寄付ですべての建玉を反対売買により決済をさせていただきます。その際、決済損金が発生した場合は、委託保証金現金により充当させていただきます。不足金が発生する場合には、代用有価証券を当社の任意で売却することにより充当させていただきます。さらに不足金が発生する場合には速やかにご入金していただきます。なお、当社が任意で売却しようとする代用有価証券が、すでにお客さまにより売却発注済みである場合には、その売却注文の一部または全部を当社が任意に変

更し発注いたします。

- ・ 追加保証金が発生しますと、その後株価の値上がり等により委託保証金率が 30%（または委託保証金が 30 万円）を回復した場合でも、当該追加保証金の解消が必要となります。
- ・ 追加保証金の解消を行うにあたり、預かり金へ入金を行う際、当社の入金の計上日に損金または買付代金等による不足金が発生している場合、お客さまの入金を優先して当該不足金に充当します。したがって、不足金が発生している場合の追加保証金への入金額には十分ご注意ください。

(5) 保証金引出不足の差し入れ

- ・ 代用有価証券売却等の受渡日に委託保証金率が 35%を下回った場合は、原則 35%を回復するまでの金額を当日中に保証金に差し入れていただく必要があります。

(6) 清算代金不足の差し入れ

- ・ 信用決済損金、現引代金、現物の買付代金は、受渡日に保証金から充当し、保証金金額に十分な残高がない場合、預かり金勘定から不足する金額を充当します。この際、預かり金勘定にも十分な残高がない場合は、清算代金不足となります。清算代金不足が発生した場合は、当該不足金を受渡日当日中にご入金ください。

(7) 遅延損害金

- ・ 決済損金の清算代金不足および現引代金の清算代金不足に対して徴収します。
- ・ お客さまの決済損金および現引代金を受渡日までに入金されない場合、遅延損害金として日歩 4 銭を徴収します。(片端入れ、円未満切り捨て)

(8) 代用有価証券・代用掛目

代用有価証券は当社が指定する上場銘柄のみとさせていただきます（NISA（少額投資非課税）口座で保有した株式、内部者登録銘柄、等を除く）。代用掛目とは、有価証券の種類・銘柄ごとに異なる現金換算率です。代用掛目は評価額の 80%とさせていただきます。ただし、金融商品取引所の取引規制等または当社独自の判断により代用掛目が変更される場合があります。

4.完全前受制およびその例外

(1) 前受制の考え方

委託保証金は前受制とさせていただきます。信用取引の新規注文は、発注される時点で差し入れられた保証金額、建玉（およびその損益状況）、現物株式や他の商品の取引状況、信用決済損益金等を考慮のうえ信用建余力の範囲内で取引をお受けいたします。また、現物の買付注文に関しては、現物買付余力の範囲内で受けいたします。現引に関しては、現引余力の範囲内で受けいたします。

(2) 決済損金充当時の前金制の例外

信用取引の建玉の決済に伴い発生する損金については、前金制の対象となりません。そのため、発生した損金
が預かり金または保証金現金の範囲内で充当できない場合は、決済を行った日から受渡日までの間に、不足金
を当社にご入金いただき、当社で入金の確認ができることが必要となります。入金の確認ができない場合は、
当社はお客さまに通知することなく、受入期日（受渡日）の翌営業日以降に、お客さまの建玉または代用有価
証券を任意で売却することにより充当させていただきます（当社の判断により、受入期日以前であっても建玉
または代用有価証券を売却することがあります。）。なお、この段階で未約定の取引注文は当社の任意で取り消
し、また新たな取引を制限するなどの場合があります。

5.取引について

(1) 取引市場・取扱銘柄

- ① ネット信用取引サービス取扱銘柄は東京証券取引所の上場銘柄で制度信用銘柄として指定されたもの、かつ当社
の定めるものに限定させていただきます。また、金融商品取引所の取引規制等または当社独自の判断により取引が
制限される場合があります。
- ② 当社のネット信用取引サービス取扱銘柄において、株式公開買付（TOB）等の実施が発表され、証券金融会社
が貸借取引の申込停止措置等の実施を発表した場合、当社は立会時間中であるか否かにかかわらず、直ちに当該
銘柄の以後の取引を制限する場合があります。

(2) 信用新規注文

- ① 信用取引による新規注文は「信用建余力」の範囲内で行うことができます。
ただし、信用建玉限度額を超えることとなる新規注文は行うことができません。
「信用建余力」はログイン後のお客さま専用ページ上に表示します。
「信用建余力」とは、当社の定める方法により、予定委託保証金率を計算し、最も低い予定委託保証金率が35%
を超える場合、当該35%を超える部分に相当する委託保証金額によって新規注文できる約定代金の限度額です。
ただし、金融商品取引所等の取引規制等により委託保証金率の変更が行われた場合には、この限りでありませ
ん。また、当社独自の判断により、当該35%の数値は変更されることがあります。この場合、変更前に発注さ
れた未約定のご注文がある場合には当該注文は失効されます。
なお、「信用建限度額」の範囲内での新規注文であっても、急激な相場変動等によって、結果として委託保証
金率が30%を下回る場合があります。
- ② ネット信用取引サービスの信用供与総額の限度額は上限3億円の範囲内となります。限度額の変更には、審査
のうえ、別途お手続きが必要となります。
- ③ 信用新規注文は、原則として1回の注文当たり1億円を上限とさせていただきます。
- ④ 制度信用銘柄のうち、「貸借銘柄」は新規の買建注文・売建注文ともに行うことができます。「非貸借銘柄」
においては、新規の買建注文のみ行うことができます。

- ⑤ 注文後の取引種類の変更はできません。
- ⑥ 金融商品取引所等による規制措置が実施された銘柄、または当社が独自に指定した銘柄については、信用新規注文を規制するほか、発注済の注文については失効となる場合があります。
- ⑦ 新規の売建注文は、1回の注文当たり50単元を上限とさせていただきます。また、1回の注文当たり50単元を下回る注文でも、同一銘柄、同一単価など同条件の売建注文の累計が50単元を超える場合は、お受けできません。

(3) 信用建玉の返済

① 決済期日

制度信用取引で建てた建玉は、あらかじめ決済期日が決まっています。信用建玉の新規約定日より6ヵ月目の応当日（応当日がない場合はその月の末日とし、休日の場合は前営業日となります。）が返済期限（以下「決済期日」といいます。）となります。ただし、本サービスではこの決済期日の2営業日前までに「反対売買」、「現引」、または「現渡」による決済をしていただくこととしております。

② 決済期日の繰上げ

建玉の銘柄が以下の措置に該当した場合は、当初決済期日に係らず、決済期日が繰り上げとなります。

イ. 上場廃止（国有化事由・倒産事由・上場廃止基準抵触等によるもの）

建玉銘柄が上場廃止銘柄である場合、当該銘柄の最終売買日が決済期日となります。なお、本サービスではこの決済期日の2営業日前までに決済をしていただくこととしております。

代用有価証券が上場廃止基準に該当した場合、その該当した日の翌日から代用有価証券の対象から除外されます。

ロ. 上場廃止（合併・株式交換・株式移転等のコーポレートアクションによるもの）

建玉銘柄が合併・株式交換・株式移転等のコーポレートアクションによる上場廃止銘柄である場合、当該銘柄の最終売買日が決済期日となります。なお、本サービスではこの決済期日の2営業日前までに決済をしていただくこととしております。

ハ. 株式併合

建玉銘柄が株式併合銘柄である場合、当該銘柄の併合前の最終売買日が決済期日となります。なお、本サービスではこの決済期日の2営業日前までに決済をしていただくこととしております。

ニ. 株主割当増資

建玉銘柄に対する株主割当増資の際には、本サービスでは当該銘柄の建玉継続ができません。

その場合、決済期日短縮を行い、権利付最終日の2営業日前までに決済されなかった場合には、権利付最終日の前営業日の寄付で建玉の反対売買による決済をさせていただきます。

ホ. 株式分割比率が整数倍でない場合（分割比率が、1：1.2、1：1.5等の場合）

建玉銘柄について、売買単位の整数倍でない株式分割が行われる場合、本サービスでは当該銘柄の建玉継続ができません。その場合、決済期日短縮を行い、権利付最終日の2営業日前までに決済されなかった場合には、権利付最終日の前営業日の寄付で建玉の反対売買による決済をさせていただきます。

ヘ. 売買単位変更により端株（売買単位未満株）が発生する場合

建玉銘柄について、売買単位変更により1単元につき端株（売買単位未満株）が発生する場合、本サービスでは当該銘柄の建玉継続ができません。その場合、決済期日短縮を行い、権利付最終日の2営業日前までに決済されなかった場合には、権利付最終日の前営業日の寄付で建玉の反対売買による決済をさせていただきます。

ト. その他

合併、会社分割、減資、新株予約権の無償割当等、売買単位変更により1単元につき端株（売買単位未満株）が発生する場合、本サービスでは建玉継続ができません。

また、建玉銘柄の決済期日を当社独自の判断により、一定の催告期間を設定（ただし、緊急かつやむを得ない事由がある場合は、催告期間を置かないことができるものとします）したうえで、当社が定める決済期日に変更できるものとします。

③ 返済方法

買建玉を行った場合、決済期日の2営業日前までに売り返済（転売）あるいは現引をしていただきます。

売建玉を行った場合、決済期日の2営業日前までに買い返済（買戻し）あるいは現渡をしていただきます。

なお、当社では、返済に係る注文は、すべて建玉を指定して行っていただきます。約定後の当該建玉の変更はできません。

イ. 反対売買

買建玉の場合は売り返済（転売）、売建玉の場合は買い返済（買戻し）を行い差金により決済していただきます。委託保証金率に関係なくお申し込みいただけます。

なお、返済は新規建玉を行った市場以外では行えません。

ロ. 現引

「現引」とは買建玉の買付代金相当額を支払うことにより現物株式等を引き取ることを言います。受渡金額は「買建値×現引数+諸費用」となります。現引は「現引余力」の範囲内で行うことができます。「現引余力」は信用現引注文画面上に表示します。

当社では現引を行いますと代用適格の株式等はすべて代用有価証券となり担保に組み入れられます。

営業日の6時から15時30分までに現引入力されたものについては入力日の当日に、それ以外（営業日の15時30分過ぎから25時までおよび営業日以外の日）に現引入力されたものについては入力日の翌営業日に決済を執行します。

ハ. 現渡

「現渡」とは売建玉の貸付株券に現物株式を充当することにより、受渡代金を受け取ることを言います。受渡金額は「売建値×現渡数-諸費用-譲渡益税」となります。

現渡は、売建玉と同銘柄の現物単元株等のお預かりが当社にある場合に、そのお預かり数量の範囲内で行うことができます。

営業日の6時から15時30分までに現渡入力されたものについては入力日の当日に、それ以外（営業日の15時30分過ぎから25時までおよび営業日以外の日）に現渡入力されたものについては入力日の翌営業日に決済を執行します。

④ 決済期日の2営業日前までに決済されない場合の取り扱い

決済期日の2営業日前までに反対売買、現引または現渡されなかった場合、決済期日の前営業日の寄付に当社により反対売買させていただきますのでご注意ください。ただし、決済期日において、市場で値がつかない等の事由により建玉の返済を行うことができなかったときは、決済期日の当日に現引・現渡による決済をさせていただきます。その際発生した決済損金等が、預かり金または委託保証金現金の範囲で充当できない場合は、当該受渡日までに不足金をご入金いただきます。ご入金いただけない場合（当社にて着金の確認ができない場合）は、お客さまの代用有価証券を当社の任意で売却することにより充当させていただきます。さらに不足金が発生する場合は速やかにご入金いただきます。

⑤ 日計り取引の取り扱いについて

新規建玉は、約定日当日に決済が可能です。この建玉に対する保証金は当日の他の新規建玉の保証金として使用することができ、その新規建玉を日計り取引により決済することもできます。

※新規建の約定日当日に、その建玉の現引または現渡を行うことはできません。

(4) 現物株式取引

① 買付注文

現物株式の買付注文は、当該注文の受付時点で確定している保証金現金の余剰金額の範囲内とし、他に買付注文や出金（振替）手続き等がある場合はその金額を差し引いたものになります。なお、買い付けた株式は受渡日にすべて代用有価証券（代用適格の株式等のみ。ただし、NISA（少額投資非課税）口座で保有した株式等を除く。）として取り扱われます。即日預託銘柄の買付注文はできません。また、当社独自の判断により買付銘柄は制限される場合があります。

② 売却注文

現物株式（代用有価証券）の売却注文は、当該注文の数量が当社でお預かりする残高数量の範囲内で行えます。ただし、この場合の残高数量は、他に売却注文や出庫手続き等がある場合はその数量を差し引いたものになります。

③ 現物株式の日計り取引

現物日計り取引を複数銘柄で行った場合、対象取引の内、最大となる買付金額を受渡日に保証金から充当します。この際、保証金金額に十分な残高がない場合、預かり金勘定から不足する金額を充当します。なお、預かり金勘定に立替金（不足金）が発生した場合は、当該不足金を当日中に入金してください。

・保証金現金に充当

現物株式（代用有価証券）の売却代金は、保証金現金に充当します。また、売却代金から代用評価額分を差し引いた残金については、売却約定時より現物株式や株式以外の商品の購入代金に使用することができます。

④ 取引の種別

取引が一旦約定した後に、信用取引から現物取引（またはその逆）への変更はできません。そのため、発注時に信用・現物の種別を充分留意されたうえで注文してください。

(5) 出金（振替）

出金可能額は、お客さまの取引口座における委託保証金現金および預かり金残高の範囲内となります。ただし、出

金日以降に買付代金等に充当される分は出金できません。また、保証金維持率の状況により出金を制限する場合があります。

なお、委託保証金現金から直接出金することはできません。預かり金に振り替えた後、出金を行ってください。

(6) 入金

入金は、預かり金に充当されますので保証金現金への振り替えは、必要に応じてご自身により、行っていただきます。

(7) 出庫

出庫は原則として証券保管振替機構を通じた口座振替により行います（「口座振替依頼書」はコールセンターにご請求ください。）。ただし、当社が「口座振替依頼書」を受け入れた時点で、保証金維持率の40%を超える金額（引出余力）が出庫する代用有価証券の評価額合計以上でない場合には、出庫をお受けできません。また、ネット信用取引サービスの開始・停止に伴う手続きが完了するまで、出庫ができない期間がありますのであらかじめご了承ください。

(8) 入庫

入庫は証券保管振替機構を通じた特定口座振替により行います。ただし、証券保管振替機構を通じた一般口座振替による入庫および、現物株式等の券面による入庫はお受けできません。

(9) 不足金が発生した際の取引の制限

不足金（追加保証金、保証金引出不足、清算代金不足）が発生した場合、お客さまは差入期日までに当該金額のご入金、必要に応じてお客さまご自身により保証金現金への振替手続き、もしくは信用建玉の全部または一部の決済（反対売買）による不足金の解消手続きが必要となります。期日までに不足金の解消が行われなかった場合、以後の取引を停止、もしくは制限する場合があります。

6. 諸費用

以下の諸費用は決済時に清算します。※（（6） 名義書換料（権利処理等手数料）を除く）

(1) 信用取引の委託手数料

当社が定める委託手数料をお支払いいただきます。詳細は当社ホームページ上でご確認ください。

(2) 金利

買建玉の場合は買付代金に対する金利をお客さまがお支払いいただき、売建玉の場合は売付代金に対する金利をお客さまへお支払いします。なお、日計り取引の場合は1日分の金利が必要です。

(計算式)

買方（売方）金利額 = 新規建玉約定金額 × 買方（売方）金利率 / 100 × 日数 / 365

* 日数は新規建玉受渡日から決済受渡日まで両端入れによって算出します。

信用取引の金利は当社が定めた率といたします。金利の利率は、金融情勢の変化等により変更する場合があります。当社ホームページ上でご確認ください。

(3) 貸株料

貸株料は売方のお客さまから徴収するものです。個別の貸株等超過銘柄に係る品貸料とは異なり、買方のお客さまがこれを受け取るものではありません。貸株料の料率は、金融情勢の変化等により変更する場合があります。当社ホームページ上でご確認ください。なお、日計り取引の場合は1日分の貸株料が必要です。

(計算式)

貸株料 = 新規建玉約定金額 × 貸株料率 / 100 × 日数 / 365

* 日数は新規建玉受渡日から決済受渡日まで両端入れによって算出します。

(4) 品貸料（逆日歩）

制度信用取引の貸借取引においては、証券金融会社において売方（売建玉）が買方（買建玉）を超過し、株券の不足が発生する場合、証券金融会社はその不足株券を入札形式で証券会社等から調達し、その入札により決定した料率を品貸料といたします。品貸料を売方は買方に支払わなければなりません。買方（買建玉）の場合は品貸料を受け取ります。この品貸料を一般的に「逆日歩」と言います。逆日歩は1株当たりの単価で計算され、新聞等にも掲載されます。

(計算式)

品貸料 = 新規建日から決済日の前日までの期間の品貸料の累計 × 売建数

(5) 信用管理費

新規建玉約定日より1ヵ月目ごとの応答日を経過する都度、1株（または1口）につき10銭（税込み10.8銭）（取引所等が定める売買単位が1株である銘柄については1株につき100円（税込み108円））の割合で信用管理費が必要となります。なお、信用管理費は最低100円（税込み108円）、最高1,000円（税込み1,080円）となります。

(6) 名義書換料（権利処理等手数料）

買建玉について権利付最終売買日と権利落日をまたいで建てていた場合、名義書換料（権利処理等手数料）として毎回1売買単位当たり5円（税込み5.4円）が必要となります。

なお、名義書換料については、委託保証金現金により充当させていただきます。委託保証金現金の範囲内で充当できない場合は、預かり金より差し引きます。預かり金が当該名義書換料に満たない場合、別途その名義書換料の金額に満たない額をご入金いただけます。この際、必要金額をご入金いただけない場合には、代用有価証券を当社の任意で売却させていただくとともに、以後の取引を制限させていただくことがあります。

※ 各証券金融会社より当社宛に通知到着後、請求させていただきます。

7. その他のルール

(1) 株式分割時の建玉の取り扱い

信用取引の建玉が株式分割された場合、株式分割により生じる新株式が売買単位の整数倍になる場合（例、1：2、1：3、等）と、整数倍にならない場合（例、1：1.1、1：1.2、等）とで以下の通り、その取扱方法が異なります。

① 売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる場合

建玉銘柄の建株数および建単価を分割比率に応じて調整します。

<建株数の調整方法>

分割後建株数 = 分割前建株数×分割比率

<建単価の調整>

分割後建単価 = 分割前建単価÷分割比率

ただし、上記計算の結果、権利処理後の建単価に円未満の端数が生じた場合の取り扱いは以下の通りとします。

●新株式に係る分割後の建単価

上記計算結果の円未満を切り捨てた額

（計算結果が1円未満となる場合は「1円」とする）

●旧株式に係る分割後の建単価

分割前建単価－（新株分割後建単価×新株割当率）

② 割り当てられる新株式が売買単位の整数倍とならない場合

建玉銘柄について、売買単位の整数倍でない株式分割の場合、本サービスでは当該銘柄の建玉継続ができません。その場合、決済期日が短縮されます。なお、権利付最終日の2営業日前までに決済されなかった場合には、権利付最終日の前営業日の寄付で建玉の反対売買による決済をさせていただきます。

(2) 信用取引配当金相当額について

権利付最終売買日と権利落ち日をまたいで信用建玉を保有している場合、株式の配当金が確定したあと（通常、配当落ち後3カ月程度）、配当落調整額として配当金相当額を、買建玉についてはお客さまの口座へ入金し委託保証金に組み入れ、売建玉については保証金現金より差し引きます。

委託保証金現金が売建玉の差し引く配当分に満たない場合、別途その配当分に満たない額をご入金いただきます。この際、必要金額をご入金いただけない場合には、代用有価証券を当社の任意で売却させていただくとともに、以後の取引を制限させていただくことがあります。

すでに返済が終了した建玉に対しても配当金相当額の授受が発生します。特に売建玉の場合は配当金の支払義務が発生しますのでご注意ください。

なお、これら配当金相当額の受け払いに関しては、源泉徴収税相当額が控除された後の配当金相当額の金額によって行われます。（配当金の15.315%相当額を控除します。）

(3) 譲渡益税について

①特定口座（源泉徴収無し）の場合

原則として、一般口座と同様に確定申告が必要となります。その際に、計算明細書に代えて「特定口座年間取引報告書」を申告書に添付することにより、確定申告を簡易に行うことができます。

②特定口座（源泉徴収有り）の場合

売却益に対して課税される税金は、当社が源泉徴収して税務署に納付するため確定申告は不要となります。ただし、損失額の繰越控除等、確定申告が必要となる場合がありますので、詳細は当社ホームページでご確認ください。なお、売却益に対して課税される譲渡益税は、自動的に保証金現金より充当されます。保証金現金から充当できない部分は、預かり金から充当します。

(4) 二階建て

代用有価証券と同一銘柄の買建を行うことを「二階建て」といいます。

本サービスでは、二階建て取引に該当する注文（信用新規買建注文および現物買付注文）については、発注いただくことができませんので、あらかじめご了承ください。

(5) 電子メールでの連絡

当社から、お客さまが追加保証金の差し入れを必要とする場合や返済期日の到来等について、電子メールにより連絡を行う場合があります。当社に届出された電子メールアドレスを変更する場合、ご自身により所定の手続きをお取りください。なお、この連絡はあくまで当社が任意で行うものであり、お客さまに対しその着信を保証するものではありません。連絡の有無に係らずお客さまはご自身の責任によりログイン後のお客さま専用ページをご確認いただき、必要な手続きを行われますようお願いいたします。

(6) 免責事項

お客さまが、当社の定める信用取引に関する取扱規定・本ルール等を遵守されず、当社が行う代用有価証券の処分、建玉の処分、取引注文の取り消し、その他一切の行為によりお客さまに発生した損失について、当社はその責めを負いません。

(7) 内部者登録銘柄について

内部者登録銘柄は、代用有価証券として取り扱うことはできません。新たに内部者登録された銘柄が代用有価証券となっている場合、代用有価証券から除外されます。

また、内部者登録銘柄の信用新規注文・決済注文はみずほ証券ネット倶楽部からは発注できません。お客さまの建玉銘柄が新たに内部者銘柄に登録された場合、その建玉を速やかに決済していただく必要がございますので、コールセンターまでご連絡くださいますようお願いいたします。

(8) 信用取引にかかる規制銘柄について

金融商品取引所や証券金融会社が増担保規制や貸株規制等の信用取引規制を行った銘柄については、信用取引を

制限させていただくことがあります。なお、19：00から翌営業日8：00までに信用取引規制を行った銘柄について信用取引を制限させていただく場合、注文を取り消しさせていただくことがあります。

(9) システム障害発生時の対応について

当社システムに障害が発生し、ネット上でお客様の発注が不可能となった場合については、お客様のお取引店にて受注させていただきます。この際、原則当該発生時点での、お預かり、約定を基準に売却、決済に該当する注文に限り受注可能とし、新規建て、買い付けの注文は承ることができませんのであらかじめご了承ください。

8.本ルールの取り扱い

当社は、本ルールの内容を変更する場合、お客様にその変更事項を通知いたします。この場合、所定の期日までにお客様より異議の申出がないときは、その変更に同意いただいたものとみなして取り扱います。なお、その変更事項が従来のお客様の権利を制限する内容でないもの、お客様に新たな義務を課す内容でないもの、または性質上変更が予定されているためすでに本ルール中に変更や制限等を課す場合がある旨が記載されているもの（具体的には下記(※)の箇所に列挙してあるものです）については、当社のホームページへ掲載する方法に代えることとしますのでお客様ご自身でご確認くださいようお願い申し上げます。

(※)法令諸規則や当社独自の判断により変更・制限される場合があるもの。 ネット信用取引サービス取扱銘柄、保証金率、保証金維持率(額)、代用有価証券取扱銘柄(掛目)、諸費用、税制・税率

商号等	みずほ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会